

議案第70号

四万十町商工業振興条例について

四万十町商工業振興条例を次のように定める。

平成29年12月6日 提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例 号

四万十町商工業振興条例

四万十町商工業振興条例（平成19年四万十町条例第34号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、本町における商工業の育成、労働者の福祉向上及び雇用の安定を図るため、必要な助成措置を講じ、もって産業の振興に寄与することを目的とする。

（商工業振興助成金の対象等）

第2条 町長は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を対象として、商工業振興助成金（以下「助成金」という。）を予算の範囲内において交付することができる。

- （1） 商店街近代化事業
- （2） 商店街環境整備事業
- （3） 空き店舗活用事業
- （4） 商店街活動強化事業
- （5） 公害防止施設整備事業
- （6） 廃棄物処理施設整備事業
- （7） 厚生施設整備事業
- （8） 宣伝・販路拡大事業
- （9） 人材育成事業
- （10） 技術・研究開発事業
- （11） 起業・創業事業
- （12） 重点分野拡大事業
- （13） 新産業創出事業

（便宜の供与）

第3条 町長は、産業の振興に寄与すると認めるときは、次に掲げる事項について便宜を供与することができる。

- (1) 事業用施設等の用地の分譲若しくは貸与又はこれらのあっせんに関すること。
- (2) 商工業の支援施設（設備を含む。）の貸与又はそのあっせんに関すること。
- (3) 労働力の確保に関すること。
- (4) 事業活動に必要な資料、情報及び調査研究結果等の提供に関すること。
- (5) 従業員の福利厚生に関する指導及び助言に関すること。
- (6) 地域総合整備資金貸付金等の融資制度その他この条例に基づく支援措置以外の制度に関する情報の提供に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めること。
(指導団体等)

第4条 町長は、商工業の活性化を促進するため、商工業の育成強化に関し指導的役割を果たす団体及び観光の振興に関する活動を行う団体を指定し、当該団体の活動を支援するとともに、本町が行う施策への協力を求めるものとする。

2 町長は、前項の団体その他これに類すると特に認める団体に対し、予算の範囲内において、補助金を交付し、又は出捐することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の条例の適用を受け開始した事業については、なお従前の例による。